

第三次川越市保健医療計画策定方針

令和 2 年 1 0 月 1 3 日市長決裁

1 策定の目的

本市では、平成 1 5 年 4 月に中核市に移行しました。これに伴い本市に保健所を設置し、保健医療に関する行政サービスを総合的に提供できる体制となりました。

そこで、本市においては、地域の現状を踏まえた保健医療の在り方とその実現のための方向性を明らかにすることを目的とし、法律等に定めのない任意の計画として、平成 1 8 年 3 月に川越市保健医療計画を策定し、保健医療にかかわる様々な取組の体系的かつ計画的な推進を図ってまいりました。

現在、第二次川越市保健医療計画を進めておりますが、令和 2 年度をもって計画期間の満了を迎えることから、令和 3 年度以降の取組を計画的に進めるため、新たな計画を策定しようとするものです。

2 策定にあたっての考え方

我が国は、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、新たな日常に向けた社会保障を構築することとし、医療提供体制の構築や、予防・健康づくり、重症化予防の推進などに取り組むこととしております。

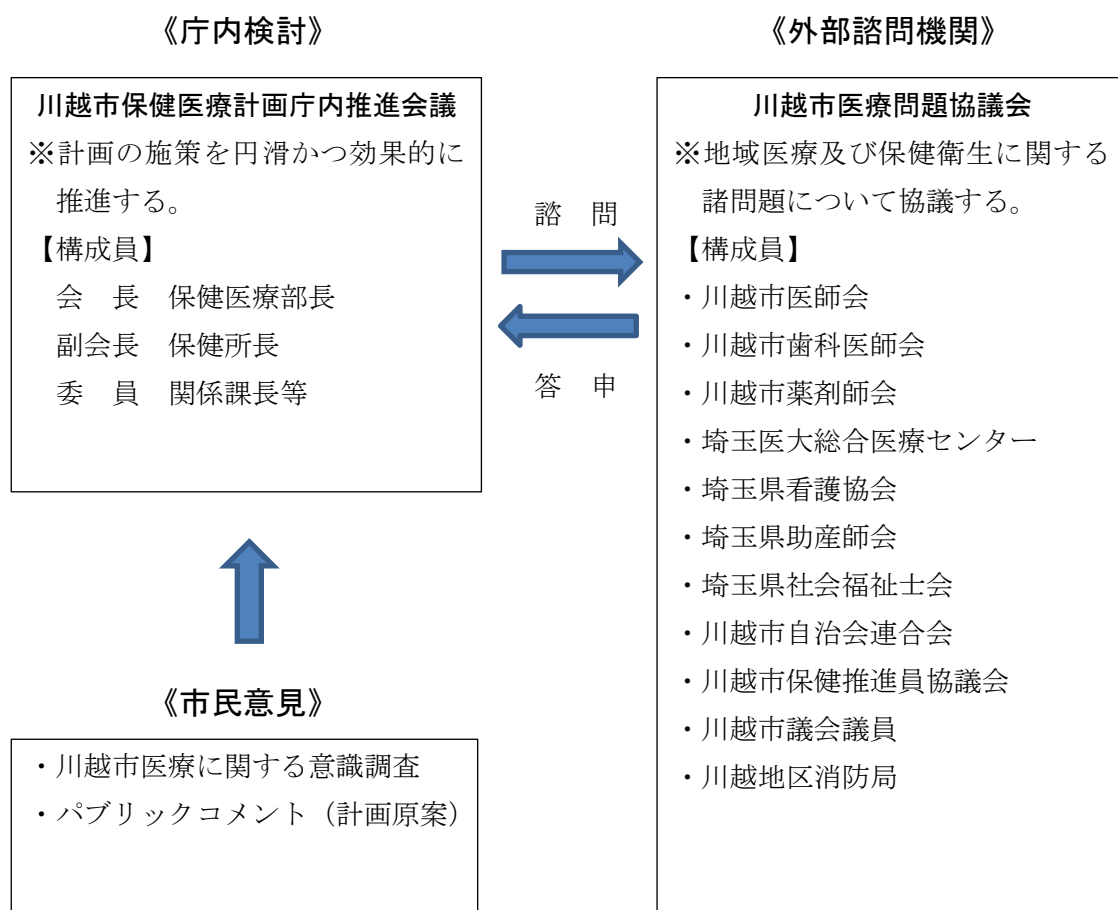
こうした中、保健医療分野における取組の重要性は、ますます高まっており、社会状況の変化に対し柔軟に対応しながら、必要な施策を着実に進めていく必要があります。また、計画を進めるに当たっては、厳しい財政状況において、財政的な視点も取り入れながら、実効性のあるものとしていく必要があります。

そこで、計画の策定に当たっては、次の視点を踏まえることとします。

- 国や県との役割分担を明確にし、市の果たすべき役割を自主的かつ総合的な推進を図る計画とします。
- 市の役割において、地域における現状を踏まえ、可能な限り客観的・定量的な目標を定め、実効性のある計画を目指します。
- 保健医療に関わる本市の業務を体系的に整理し、予算や組織との整合が図られた計画とします。
- 計画、予算、評価の連携を図り、P D C A サイクルを取り入れた推進体制を構築します。また、他の計画とも整合性を図り、効率的かつ効果的に推進できる計画とします。

3 策定体制

- ・ 庁内検討は、要綱により設置している「川越市保健医療計画庁内推進会議」において進めます。
- ・ 庁内検討を踏まえ、外部委員で構成される「川越市医療問題協議会」に諮問し、いただいたご意見を庁内検討に反映します。



4 策定スケジュール

- ・ 令和3年度からの計画として、令和2年度中の策定を目指します。
- ・ 但し、外部諮問機関である医療問題協議会が、ほとんど医療関係者で構成されており、新型コロナウイルス感染症の状況によって、開催が困難な場合も想定されることから、関係者と調整しながら、状況に応じて、現在の計画を1年延長し、策定年度を延期するなどの対応を検討します。